

周南市犯罪被害者等助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 周南市長

申請者 住所 _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

被害者との続柄_____

- 1 次のとおり、周南市犯罪被害者等助成金の交付を申請し、請求します。

申請内容	☐ 生活サポート費 ☐ 一時配食費 ☐ 一時保育費 ☐ 一時居住費 ☐ 法律相談費 ☐ 弁護士費用
申請履歴	同一事件でこれまでに助成金の申請をしたことが ☐ 有 ☐ 無
	有の場合 ()

2 申請金額

生活サポート費	円
一時配食費	円
一時保育費	円
一時居住費	円
法律相談費	円
弁護士費用	円
合計	円

3 申請内容

助成金	理由・金額等	
生活サポート費	必要理由	
	費用	円
	利用時間	時間
一時配食費	必要理由	
	費用	円
	利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	利用数	人 × 日 人 × 日 人 × 日 人 × 日
一時保育費	必要理由	
	費用	円
	利用日	
	保育対象者	氏名 (歳) 申請者との続柄()
		氏名 (歳) 申請者との続柄()
一時居住費	必要理由	
	費用	円
	利用数	人 × 泊 人 × 泊
		人 × 泊 人 × 泊
法律相談費	必要理由	
	費用	円
	利用数	回
弁護士費用	必要理由	
	費用	円
	利用内容	☐ 被害者参加制度(裁判員の参加あり) ☐ 被害者参加制度(裁判員の参加なし)

4 添付書類（次のうち、必要なもの）

添付	必要書類
☐	犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証する書類
☐	申請者が犯罪被害時及び申請時に市民であることを証する書類
☐	犯罪被害者の家族が犯罪被害時から申請時まで継続して同居していることを証する書類
☐	申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)、その他証明書
☐	申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
☐	犯罪被害者が負った被害が、重傷病に該当することを証明することができる医師又は歯科医師の診断書
☐	支払費用を証する領収証、契約書その他の支払い費用の内容を証する書類
☐	放火の被害者であり、かつ、住居が滅失し、又は著しく損壊したときは、り災証明書
☐	申請者が刑事裁判に被害者参加人として参加したときは、裁判所からの許可書類
☐	その他市長が必要と認める書類

5 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合	本店 支店
口座種別	☐ 普通 ☐ 当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

6 交付除外事由（該当するものに☑）

- ☐ 他の地方公共団体の同様の制度により当該助成金と同種の交付を受けていない。
- ☐ 犯罪被害者又は第1順位遺族に、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為の誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為がない。
- ☐ 犯罪被害者又は第1順位遺族が、周南市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に定める暴力団ではなく、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではない。

7 同意事項（同意するものに☑）

- ☐ 助成金交付にかかる申請内容に偽りその他不正な手段による交付であったと市長が認めた場合には、助成金を市に返還する。
- ☐ 助成金の交付に必要な事項について、警察等の関係機関に調査等を実施する。
- ☐ 上記交付除外事由のいずれかの事項に該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から当該助成金に係る損害賠償を受けたときは、速やかに届け出る。
- ☐ 申請者である私が、周南市犯罪被害者等見舞金の支給等に関する要綱第3条第4項に規定する第1位順位遺族（遺族間での協議で決定された代表者を含む）に相違ないこと。また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことをと誓約する。